# 第１章　総　則

（ 目　 的 ）
第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉医療サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
（１）　第１種社会福祉事業
（イ）　障害児入所施設の経営
（ロ）　障害者支援施設の経営
（２）　第２種社会福祉事業
（イ）　障害福祉サービス事業の経営
（ロ）　児童福祉法に基づく相談支援事業の経営
（ハ）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業の経営
（ニ）　障害児通所支援事業の経営

（ 名　 称 ）
第２条　この法人は、社会福祉法人島根整肢学園という。

（ 経営の原則 ）
第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域住民の交流活動や、健康づくり活動を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（ 事務所の所在 ）
第４条　この法人の事務所を島根県江津市渡津町1926番地　西部島根医療福祉センター内に置く。
２　前項のほか、従たる事務所を島根県松江市東生馬町15番地１　東部島根医療福祉センター内に置く。

# 第２章　評議員

（ 評議員の定数 ）
第５条　この法人に評議員７名以上８名以内を置く。

（ 議員の選任及び解任 ）
第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員２名の合計４名で構成する。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営に

ついての細則は、理事会において定める。
４　理事長は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を、委員に対して説明しなければならない。
５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（ 評議員の権限 ）
第７条　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
２　次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、社会福祉法第30条に規定する島根県知事の許可を得て評議員会を招集することができる。
（１）　前項の規定による請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
（２）　前項の規定による請求があった日から６週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合
３　評議員は、理事長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の４週間前までにしなければならない。
４　評議員は、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の１以上の賛成を得られなかった日から３年を経過していない場合は、この限りではない。
５　評議員は、評議員会及び理事会の議事録について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。
６　評議員は、会計帳簿、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告書について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。
７　評議員は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することのできない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（ 評議員の任期 ）
第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（ 評議員の報酬等 ）
第９条　評議員に対して、各年度の総額が704,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程」に従って算定した額を報酬として支給する。

# 第３章　評議員会

（ 構　成 ）

第10条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（ 権　　限 ）
第11条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）　理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
（２）　役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程
（３）　計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)及び財産目録の承認
（４）　定款の変更
（５）　解散及び残余財産の処分
（６）　合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
（７）　基本財産の処分
（８）　社会福祉充実計画の承認
（９）　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（ 開　　催 ）
第12条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に、臨時評議員会を開催する。

（ 招　　集 ）
第13条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員から理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があった場合は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集することができる。
３　次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、島根県知事の許可を得て、評議員会を招集する。
（１）　前項の規定による請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
（２）　前項の規定による請求があった日から６週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

（ 議　　長 ）
第14条　評議員会に議長を置く。
２　議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

（ 決　　議 ）
第15条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）　監事の解任
（２）　理事、監事又は会計監査人の法人に対する損害賠償責任の一部免除
（３）　定款の変更
（４）　解散
（５）　合併
３　前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議については、その定める特別の割合にあたる多数をもって行う。
（１）　理事、監事、会計監査人又は評議員が、その任務を怠ってこの法人に損害を与えた場合の賠償責任を免除するときは、評議員全員の同意
４　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

５　理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者のうちで、得票数の多い者から順に、定数の枠に達するまで選任する。
６　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（ 議事録 ）
第16条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　評議員会の議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

# 第４章　役員及び会計監査人並びに職員

（ 役員及び会計監査人の定数 ）
第17条　この法人には、次の役員を置く。
（１）理事　６名以上７名以内
（２）監事　２名
２　理事のうち１名を理事長とする。
３　理事長以外の理事のうち、１名を常務理事とする。
４　前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第２項第２号の業務執行理事とする。
５　この法人に会計監査人を置く。

（ 役員及び会計監査人の選任 ）
第18条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事全員の同意を得なければならない。
３　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（ 理事の職務及び権限 ）
第19条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
４　理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。
５　理事長以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
６　前項の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（ 監事の職務及び権限 ）
第20条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成

しなければならない。
2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
4　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
5　監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
6　前項の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
7　監事は、理事長及び常務理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令等に定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。
8　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
9　この法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事がこの法人に対して訴えを提起する場合は、当該訴えについては、監事がこの法人を代表する。
10　監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。
11　監事は、次の事項についてこの法人に対し請求することができる。
（１）　費用の前払いの請求
（２）　支出した費用及び支出日以後におけるその利息の償還の請求
（３）　負担した債務の債権者に対する弁済の請求
12　監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。
13　監事はその職務を行うために必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に係る報告を求めることができる。

（ 会計監査人の職務及び権限 ）
第21条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成しなければならない。
2　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
（１）　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
（２）　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの
3　会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。
4　会計監査人は、定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、定時評議員会に出席し意見を述べなければならない。

（ 役員及び会計監査人の任期 ）
第22条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。
２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３　理事又は監事は、第１７条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
４　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（ 役員及び会計監査人の解任 ）
第23条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
２　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
（２）　会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
（３）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
３　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（ 役員及び会計監査人の報酬等 ）
第24条　この法人の常勤理事は無報酬とし、非常勤理事に対しては各年度の総額が528,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程」に従って算定した額を報酬等として支給する。
２　監事に対して、各年度の総額が440,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程」に従って算定した額を報酬等として支給する。
３　会計監査人に対する報酬等は、監事全員の同意を得て、理事会において定める。

（ 取引の制限 ）
第25条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
（１）　自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
（２）　自己又は第三者のためにするこの法人との取引
（３）　この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引
２　前項に掲げる取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（ 責任の一部免除又は限定契約 ）
第26条　理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因

や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要がある場合には、法第45条の20第４項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第113条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

２　理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法第45条の20第4項において準用する一般法人法第113条第１項第２号で定める額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と契約することができる。

（ 職　　員 ）

第27条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長がこれを任免する。

# 第５章　理事会

（ 構　　成 ）

第28条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（ 権　　限 ）

第29条　理事会は、次の職務を行う。理事長又は常務理事に委任し若しくは理事長又は常務理事が専決し、専決した事項については理事会に報告する

（１）　この法人の業務執行の決定

（２）　理事の職務の執行の監督

（３）　理事長及び常務理事の選定及び解職

２　理事及び監事は、必要に応じて、予算及び事業計画について評議員会へ出席し説明するものとする。

（ 招　　集 ）

第30条　理事会は理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事又は監事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集の請求があった場合は、理事長がこれを招集する。

４　次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした理事又は監事が理事会を招集することができる。

　前項の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合

５　理事会を招集する者は、理事会開催の１週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。

（ 議　　長 ）

第31条　理事会に議長を置く。

２　理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

（ 決　議 ）
第32条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（ 議事録 ）
第33条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

# 第６章　資産及び会計

（ 資産の区分）
第34条　この法人の資産は、これを分けて基本財産及びその他財産の二種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）　島根県江津市渡津町1914番地3に所在する鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根二階建
　　１棟　（床面積　7,546.94平方㍍）
（２）　島根県江津市渡津町1926番地7に所在する鉄筋コンクリート造陸屋根三階建
　　１棟　（床面積　3,272.21平方㍍）
（３）　島根県江津市渡津町1926番地7に所在する鉄筋コンクリート造陸屋根二階建
　　１棟　（床面積　680.90平方㍍）
（４）　島根県江津市渡津町1926番地12に所在する鉄筋コンクリートブロック造陸屋根二階建
　　１棟　（床面積　144.78平方㍍）
（５）　島根県江津市渡津町1914番地3に所在する木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
　　１棟　（床面積　25.27平方㍍）
（６）　島根県江津市渡津町1914番地3に所在する補強コンクリートブロック造
　陸屋根平家建
　　１棟　（床面積　70.63平方㍍）
（７）　島根県江津市渡津町1914番地3に所在する鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
　　１棟　（床面積　68.00平方㍍）
（８）　島根県江津市渡津町1924番地4に所在する補強コンクリートブロック造陸屋根平家建
　　１棟　（床面積　15.97平方㍍）
（９）　島根県江津市渡津町1914番地3に所在する補強コンクリートブロック造陸屋根平家建
　　１棟　（床面積　5.16平方㍍）
（10）　島根県江津市渡津町1926番地10に所在する木造瓦葺二階建
　　１棟　（床面積　192.93平方㍍）
（11）　島根県江津市渡津町1215番地に所在する木造瓦葺二階建

１棟　　（床面積 150.59平方ﾒｰﾄﾙ）
(12)　島根県江津市渡津町1196番地1に所在する木造かわらぶき平家建
１棟　　（床面積 221.31平方メートル）
(13)　島根県江津市渡津町1216番地1に所在する木造瓦葺二階建
１棟　　（床面積 111.56平方ﾒｰﾄﾙ）
(14)　島根県江津市渡津町1216番地1-1に所在する木造瓦葺二階建
１棟　　（床面積 152.52平方ﾒｰﾄﾙ）
(15)　島根県江津市渡津町1926番地7に所在する宅地
１筆　　（11,620.95平方ﾒｰﾄﾙ）
(16)　島根県江津市渡津町1914番地3に所在する宅地
１筆　　（7,509.40平方ﾒｰﾄﾙ）
(17)　島根県江津市渡津町1924番地4に所在する宅地
１筆　　（3,010.08平方ﾒｰﾄﾙ）
(18)　島根県江津市渡津町1926番地12に所在する宅地
１筆　　（542.14平方ﾒｰﾄﾙ）
(19)　島根県江津市渡津町1926番地8に所在する宅地
１筆　　（539.83平方ﾒｰﾄﾙ）
(20)　島根県江津市渡津町1926番地10に所在する宅地
１筆　　（396.00平方ﾒｰﾄﾙ）
(21)　島根県江津市渡津町1197番地1に所在する宅地
１筆　　（330.00平方ﾒｰﾄﾙ）
(22)　島根県江津市渡津町1925番地3に所在する宅地
１筆　　（297.88平方ﾒｰﾄﾙ）
(23)　島根県江津市渡津町1215番地に所在する宅地
１筆　　（270.44平方ﾒｰﾄﾙ）
(24)　島根県江津市渡津町1926番地2に所在する宅地
１筆　　（247.93平方ﾒｰﾄﾙ）
(25)　島根県江津市渡津町1196番地1に所在する宅地
１筆　　（214.87平方ﾒｰﾄﾙ）
(26)　島根県江津市渡津町1196番地2に所在する宅地
１筆　　（211.00平方ﾒｰﾄﾙ）
(27)　島根県江津市渡津町1914番地2に所在する山林
１筆　　（1,961.00平方ﾒｰﾄﾙ）
(28)　島根県江津市渡津町1917番地1に所在する山林
１筆　　（128.00平方ﾒｰﾄﾙ）
(29)　島根県江津市渡津町1216番地1に所在する宅地
１筆　　（528.7平方ﾒｰﾄﾙ）
(30)　島根県江津市渡津町1920番地に所在するため池
１筆　　（714.00平方ﾒｰﾄﾙ）
(31)　島根県江津市渡津町1216番地3に所在するため池

１筆　　（29.00平方ﾒｰﾄﾙ）
(32)　島根県江津市渡津町788番地2に所在する公衆道路
１筆　　（499.00平方ﾒｰﾄﾙ）
(33)　島根県江津市渡津町786番地2に所在する公衆道路
１筆　　（241.00平方ﾒｰﾄﾙ）
(34)　島根県江津市渡津町789番地2に所在する公衆道路
１筆　　（228.00平方ﾒｰﾄﾙ）
(35)　島根県松江市東生馬町字高原15番地1に所在する鉄筋コンクリート造瓦葺陸屋根四階建
１棟　　（床面積　5,295.08平方ﾒｰﾄﾙ）
(36)　島根県松江市東生馬町字高原15番地1に所在する鉄筋コンクリート造瓦亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根四階建
１棟　　（床面積　2,849.51平方ﾒｰﾄﾙ）
(37)　島根県松江市東生馬町38番地56に所在する木造瓦葺二階建
１棟　　（床面積　186.53平方ﾒｰﾄﾙ）
(38)　島根県松江市東生馬町字高原15番地1に所在するコンクリートブロック造陸屋根平屋建
１棟　　（床面積　59.49平方ﾒｰﾄﾙ）
(39)　島根県松江市東生馬町字高原15番地1に所在する鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
１棟　　（床面積　55.08平方ﾒｰﾄﾙ）
(40)　島根県松江市うぐいす台652番地36に所在する宅地
１筆　　（262.00平方ﾒｰﾄﾙ）
(41)　島根県松江市東生馬町38番地56に所在する宅地
１筆　　（272.00平方ﾒｰﾄﾙ）
(42)　島根県松江市東生馬町字川崎6番地1に所在する宅地
１筆　　（6,183.00平方ﾒｰﾄﾙ）
(43)　島根県松江市東生馬町字川崎6番地4に所在する宅地
１筆　　（473.00平方ﾒｰﾄﾙ）
(44)　島根県松江市東生馬町字高原15番地1に所在する宅地
１筆　（10,983.00平方ﾒｰﾄﾙ）

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（ 基本財産の処分 ）

第35条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、島根県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、島根県知事の承認は必要としない。

（１）　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整

備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（ 資産の管理 ）
第36条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。
３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（ 事業計画及び収支予算 ）
第37条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（ 事業報告及び決算 ）
第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、３月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第６号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１） 事業報告
（２） 事業報告の附属明細書
（３） 貸借対照表
（４） 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５） 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６） 財産目録
２　理事長は前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第２条の39に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１） 監査報告
（２） 会計監査報告書
（３） 理事及び監事並びに評議員の名簿
（４） 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（５） 事業の概要等を記載した書類

（ 会計年度 ）
第39条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（ 会計処理の基準 ）
第40条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める会計規則により処理する。

（ 臨機の措置 ）
第41条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

# 第７章　解散

（ 解　　散 ）
第42条　この法人は、社会福祉法第46条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（ 残余財産の帰属 ）
第43条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

# 第８章　定款の変更

（ 定款の変更 ）
第44条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、島根県知事の認可（社会福祉法第45条の36第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を島根県知事に届け出なければならない。

# 第９章　公告の方法その他

（ 公告の方法 ）
第45条　この法人の公告は、社会福祉法人島根整肢学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（ 施行細則 ）
第46条　この定款の施行についての細則（評議員会運営規程、理事会運営規程を含む）は、理事会において定める。

附　　則
　この法人の設立の役員、評議員は、会計監査人は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　田　部 長右衛門

理　事　　高　橋　武　夫　　安　田　　登　　若　槻　修　道
　　千代延　定　良　　岡　田　信　正　　室　崎　勝　造
　　曽　田　達　雄　　日　高　忠　男　　花　北　良　臣
監　事　　松　山　昌三郎　　三　宅　美代治

附　　則　　この定款は昭和３５年７月１４日から施行する。

附　　則　　この定款は昭和３８年１１月８日から施行する。

附　　則　　この定款は昭和３９年５月２２日から施行する。

附　　則　　この定款は昭和４１年１月３１日から施行する。

附　　則　　この定款は昭和４２年６月１日から施行する。

附　　則　　この定款は昭和５２年３月３１日から施行する。

附　　則　　この定款は昭和５３年５月１８日から施行する。

附　　則　　この定款は昭和５４年３月２８日から施行する。

附　　則　　この定款は昭和５５年６月３０日から施行する。

附　　則　　この定款は昭和５６年２月６日から施行する。

附　　則　　この定款は昭和６１年５月８日から施行する。

附　　則　　この定款は平成３年６月２１日から施行する。

附　　則　　この定款は平成４年２月２５日から施行する。

附　　則　　この定款は平成４年７月３１日から施行する。

附　　則　　この定款は平成５年３月１２日から施行する。

附　　則　　この定款は平成６年５月２７日から施行する。

附　　則　　この定款は平成７年４月１日から施行する。

附　　則　　この定款は平成７年８月１日から施行する。

附　　則　　この定款は平成７年９月６日から施行する。

附　　則　　この定款は平成１０年３月３１日から施行する。

附　　則　　この定款は平成１０年８月７日から施行する。

附　　則　　この定款は平成１１年３月１９日から施行する。

附　　則　　この定款は平成１１年５月２８日から施行する。

附　　則　　この定款は平成１３年７月２６日から施行する。

附　　則　　この定款は平成１４年６月２７日から施行する。但し、定款認可後に就任する評議員及び平成１４年７月１４日から就任する理事・監事の任期は、平成１６年６月１４日までとする。

附　　則　　この定款は平成１５年　３月２８日から施行する。

附　　則　　この定款は平成１６年　２月２７日から施行する。

附　　則　　この定款は平成１６年　８月２６日から施行する。

附　　則　　この定款は平成１７年　８月２０日から施行する。

附　　則　　この定款は平成１８年　２月７日から施行する。

附　　則　　この定款は平成１８年　８月４日から施行する。

附　　則　　この定款は平成１８年１０月１６日から施行する。

附　　則　　この定款は平成１９年　２月１４日から施行する。

附　　則　　この定款は平成２０年　５月１５日から施行する。

附　　則　　この定款は平成２０年　７月　３日から施行する。

附　　則　　この定款は平成２１年　５月２９日から施行する。

附　　則　　この定款は平成２２年　７月２２日から施行する。

附　　則　　この定款は平成２２年１０月２１日から施行する。

附　　則　　この定款は平成２３年　９月　２日から施行する。

附　　則　　この定款は平成２４年　４月２４日から施行する。

附　　則　　この定款は平成２４年　５月２１日から施行する。

附　　則　　この定款は平成２５年　５月１７日から施行する。

附　　則　　この定款は平成２６年　５月２６日から施行する。

附　　則　　この定款は平成２８年１０月　７日から施行する。

附　　則　　この定款は平成２９年　４月　１日から施行する。